

産業廃棄物処分業許可証

住所 大分県豊後高田市新地1088番地1

氏名 株式会社双子

代表取締役 堂園 剛志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞



許可の年月日 令和元年5月20日

許可の有効年月日 令和6年5月19日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（焼却、破碎、選別、破碎・選別） 以下余白

産業廃棄物の種類

焼却 紙くず、木くず、繊維くず

破碎 木くず、がれき類

選別 廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない）、木くず、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない）、ガラスくず等（廃石膏ボードを含み、自動車等破碎物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃容器包装を含まない）、がれき類

破碎・選別 木くず、がれき類

(以上7種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

個別の品目の取扱いは以下のとおり。

含む：石綿含有産業廃棄物(選別)

含まない：石綿含有産業廃棄物(焼却、破碎、破碎・選別)、

水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類 焼却施設(固定式)
設置場所 大分県豊後高田市大字草地3301-1
使用届出年月日 平成10年1月23日
設置年月日 平成8年8月23日
処理能力 3.52 t / 日(8時間)
産廃の種類 紙くず、木くず、繊維くず

(2) 施設の種類 選別施設(固定式)
設置場所 大分県豊後高田市大字草地3301-1
設置年月日 平成20年6月30日
処理能力 160m³/日(8時間)
産廃の種類 廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない）、木くず、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない）、ガラスくず等（廃石膏ボードを含み、自動車等破碎物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃容器包装を含まない）、がれき類

- | | |
|-----------|----------------------|
| (3) 施設の種類 | 破碎施設（固定式） |
| 設置場所 | 大分県豊後高田市草地字久木原3269番1 |
| 許可年月日 | 平成30年5月29日 |
| 許可番号 | 指令循推第1号の1 |
| 設置年月日 | 平成30年8月1日 |
| 処理能力 | 90.8 t / 日 (8時間) |
| 産廃の種類 | がれき類 |
| (4) 施設の種類 | 破碎施設（固定式兼移動式） |
| 設置場所 | 大分県豊後高田市大字草地3301-1 |
| 許可年月日 | 平成16年2月9日 |
| 許可番号 | 廃対第16-7号 |
| 設置年月日 | 平成17年1月19日 |
| 処理能力 | 20t/日 (8時間) |
| 産廃の種類 | 木くず |
| (5) 施設の種類 | 破碎・選別施設（固定式） |
| 設置場所 | 大分県豊後高田市大字草地3301-1 |
| 使用届出年月日 | 平成13年4月27日 |
| 設置年月日 | 平成12年4月21日 |
| 処理能力 | 64 t / 日 (8時間) |
| 産廃の種類 | 木くず |
| (6) 施設の種類 | 破碎・選別施設（固定式） |
| 設置場所 | 大分県豊後高田市大字草地3301-1 |
| 使用届出年月日 | 平成13年4月27日 |
| 設置年月日 | 平成8年8月23日 |
| 処理能力 | 360 t / 日 (8時間) |
| 産廃の種類 | がれき類 |

3. 許可の条件

移動式破碎施設の使用は、大分県内(大分市を除く)の当該廃棄物の排出現場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和63年5月20日	産業廃棄物処分業許可
平成6年5月20日	産業廃棄物処分業更新許可
平成7年12月26日	変更届(最終処分場の廃止)
平成8年9月2日	産業廃棄物処分業変更許可(種類、処分方法の追加)
平成11年5月20日	産業廃棄物処分業更新許可
平成12年6月8日	産業廃棄物処分業変更許可(品目の追加)
平成15年5月6日	産業廃棄物処分業変更許可(品目の追加)
平成16年5月20日	産業廃棄物処分業更新許可
平成20年10月22日	変更届(名称)
平成21年4月15日	変更届(施設の追加、品目の減少)
平成21年5月20日	産業廃棄物処分業更新許可
平成21年7月29日	産業廃棄物処分業変更許可(種類、処分方法の追加)
平成24年7月10日	変更届(代表者)
平成26年5月9日	変更届(破碎施設の一部廃止)
平成26年5月20日	産業廃棄物処分業更新許可
平成26年8月5日	変更届(役員)
平成29年5月29日	変更届(保管場所)
平成30年6月12日	変更届(保管場所)
平成30年8月1日	変更届(破碎施設の移設)
令和元年5月20日	産業廃棄物処分業更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無